平成２８年（フ）第４９９５号
大阪市大正区千島３丁目１番25―702号
破産者　藤原多真子
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０３６号
大阪市大正区千島２丁目４番１―840号
破産者　平川　三郎
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１４９号
大阪府四條畷市田原台７丁目４番10号
破産者　桜井正基こと　ＳＯＮ　ＪＥＯＮＧ　ＫＩ　孫　　正耆
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９５号
大阪市中央区谷町９丁目２番８―804号
破産者　夢道　　天
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９６号
大阪市中央区谷町９丁目２番８―804号
破産者　夢道　花野
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２３号
奈良県香芝市下田西３丁目５番６―201号グローリー上田、前住所奈良県香芝市下田西４丁目152番地１　グローリー香芝Ⅳ番館704号
破産者　イーズこと　多田　順治
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
奈良県橿原市久米町630番地の１　コスモ橿原神宮前102号、前住所大阪市淀川区三津屋北１丁目５番２号　ハウスアイ神崎川503号
破産者　古谷　信夫
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
岡山県津山市荒神山76番地２
破産者　井上　博幸
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第６１号
岡山県津山市上河原176番地１　サンペスカⅡ２棟102号、前住所京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂33番地の16
破産者　岸本　治郎
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２１３号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字中田43―１―Ｂ、住民票上の住所徳島県阿波市吉野町柿原字原224番地２
破産者　小川　功二
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０８号
横浜市戸塚区平戸１丁目２番３―207号
破産者　岡部　勝也
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５３１号
横浜市都筑区池辺町3361番地　仙石荘　201号
破産者　大柳　信男
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０５号
神奈川県伊勢原市石田861番地の１　テレパレス伊勢原４号棟203号
破産者　照木　保好
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３４６号
新潟市中央区本町通12番町2772番地７　清美荘５号
破産者　若林トモイ
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８３号
福井県福井市二の宮４丁目35番３号
破産者　駒田　英之
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
福井市三十八社町701番地　杉の木台団地８館106号
破産者　西川　耕治
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３号
岐阜市久保見町89番地１
破産者　村下　正典
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３４号
岐阜県関市赤渕９番地２　レゾルム103、前住所岐阜市南本荘三条通３番地
破産者　村下　佳子
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６号
岐阜県加茂郡八百津町八百津3285番地１
破産者　古田　**花**子
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部